

3月定例総会議事録

- 1 日 時 平成31年3月26日(火) 午後1時30分～
- 2 場 所 市役所 5階 大会議室
- 3 議 題 別紙のとおり
- 4 出席委員 小澤治人 百瀬友司 小池典子 竹下静江 塩原 正
古田久人 三村明一 竹淵 浩 塚原一郎 米久保 茂 三溝静夫
塩原令子 酒井茂典 田中新一 平林金一郎 山崎憲一
赤羽 功 荒川浩一 長尾正公 赤羽 章 伊藤正彦 上條幸栄
神戸 博 橋戸 勝
- 5 欠席委員 二木昭治 北澤 稔
- 6 事務局員 米窪局長 溝口補佐 原主任 中澤主事
- 7 協議内容

(1) 開 会 塩原会長

(2) あいさつ 塩原会長

(3) 議案審査

- ・塩原議長 それでは議事に入ります。本日の議事録署名人は議席番号16番の小池典子委員と17番の竹淵浩委員でお願いします。

① 議案第1号 農地法第18条6項の規定による通知について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全2件 承認</u>	
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>	<u>全1件 承認</u>	

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇の畑、面積1,936㎡を片丘〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作につきましては〇〇〇が耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を北小野地区でお願いします。
- ・赤羽委員 北小野〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します北小野〇〇〇の田、面積611㎡を北小野〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。

- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を片丘地区でお願いします。
- ・ 竹淵委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します片丘〇〇〇の畑、面積2,131㎡を片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を広丘地区でお願いします。
- ・ 竹下委員 広丘郷原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘郷原〇〇〇の畑、面積1,934㎡を広丘吉田〇〇〇の〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を広丘地区でお願いします。
- ・ 竹下委員 広丘郷原〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します広丘郷原〇〇〇の田、面積2,747㎡を広丘郷原〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが、この方は亡くなりまして、解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)
- ・ 塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を洗馬地区でお願いします。
- ・ 田中委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の畑、面積1,195㎡を洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが借りて耕作していましたが当事者合意解約ということで申請がありました。後作は〇〇〇さんが耕作する予定です。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・ 塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・ 委員 (「異議なし」の声)
- ・ 塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・ 委員 (全員挙手)

- ・塩原議長 本件は承認されました。

② 議案第2号 塩尻市農業振興地域の変更申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘堅石〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘堅石〇〇〇の畑、932㎡の内420㎡を農振農用地に編入するものです。昨年、農家分家住宅の建築のために、一度除外しましたが、諸事情により該当地に住宅を建てなくなったため、再度、農振に編入するものです。地区会としては可といたしました。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・荒川委員 下西条〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する下西条〇〇〇の畑、988㎡の内、60.17㎡を農業用倉庫として農振の軽微変更をするものです。現在建っている倉庫の追認申請です。農地区分は、消極的2種農地です。90㎡未満の農業用倉庫のため許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決を取ります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

③ 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全1件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 愛知県瀬戸市緑町二丁目〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑、外1筆、合計面積357㎡を、片丘〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが空き家に付随した農地の所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。

- ・荒川委員 中西条〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有します中西条〇〇〇の畑、面積441㎡を中西条〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが経営規模拡大のための所有権移転ということで申請がありました。地区会としては可といたしました。総会のご意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

④ 議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>片丘地区</u>	全1件 承認
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>洗馬地区</u>	全1件 承認
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を片丘地区でお願いします。
- ・塚原委員 この案件は追認申請です。片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑、外1筆、合計面積455㎡を農業用倉庫用地として農地転用するものです。農業用施設ですが、200㎡以上の案件については、許可が必要となります。該当地は、昭和35年頃に、〇〇〇さんの亡き父である〇〇〇さんが、農地との認識なく農業用倉庫を建設してしまったもので、現在も農業用倉庫として使用しているものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、10ヘクタール以上の広がりがある農地に属している第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、農業用施設であるため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を洗馬地区でお願いします。
- ・塩原委員 洗馬〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する洗馬〇〇〇の畑、外1筆、合計面積1,175㎡を太陽光発電所用地として農地転用するものです。この農地は、都市計画区域外です。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さない、消極的第2種農地となりますが、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑤ 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について

<u>塩尻地区</u>	<u>全3件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全2件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>北小野地区</u>	

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・古田委員 広丘吉田〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する広丘吉田〇〇〇の畑、面積19㎡を、広丘吉田〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんに所有権を移転し、住宅用地として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さない、消極的第2種農地となりますが、位置的代替性がなく周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて2番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 堀ノ内〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する堀ノ内〇〇〇の田、面積297㎡を、堀ノ内〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんに所有権を移転し、住宅用地として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて3番を塩尻地区でお願いします。
- ・小澤委員 広丘野村〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する旧塩尻〇〇〇の畑、外1筆、合計面積7,327㎡を、上田市諏訪形〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんと賃貸借権を設定し、太陽光発電事業用地として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、甲種、第1種、第2種、第3種の、どの区分にも属さない、消極的第2種農地となりますが、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。面積が広いので心配したのですが、3月20日に地域への説明が行われ、7名ほどの方が集まりましたが、やむを得ないのではないかと話になったとのこと。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)

- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて4番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 4番案件については、事務局から説明があります。
- ・溝口補佐 4番案件につきましては、1月定例会で承認を得ていましたが、本来、事務所の所在地を申請住所とすることができず、開発許可が下りない、また、申請事由が異なることから、申請を取り下げ、事業所所在地を変更し法人登記が完了したので、5番案件になりますが再申請をするものです。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて5番を宗賀地区でお願いします。
- ・平林委員 宗賀〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する宗賀〇〇〇の畑、面積209㎡を、広丘吉田〇〇〇の〇〇〇さんと使用貸借権を設定し、資材置場として農地転用するものです。この農地は市街化調整区域で、農振除外済みです。農地区分は、第3種農地に近接し、市街化が見込まれる積極的第2種農地となりますが、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて6番を片丘地区でお願いします。
- ・米久保委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑、面積333㎡を、松本市並柳一丁目〇〇〇にお住いの〇〇〇さん・〇〇〇さんと使用貸借権を設定し、住宅用地として、農地転用するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、第1種農地であり、原則、農地転用が認められませんが、集落に接続し、位置的代替性がなく、周辺農地に支障がないため、不許可の例外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて7番を片丘地区でお願いします。
- ・竹淵委員 片丘〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する片丘〇〇〇の畑、外1筆、合計面積4,734㎡を、東京都大田区羽田旭町〇〇〇の〇〇〇さんと賃貸借権を設定し、埋め立て用の土の仮置き場として、一時転用するものです。この案件は、Fパワープロジェクト施設建設に伴う残土を、片丘町村大沢地区にあります、ため池の埋め戻しに使用するために、一時保管するものです。この農地は市街化調整区域です。農地区分は、農振農用地ですが、一時転用であるため、不許可の例

外に該当し、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。続いて8番を塩尻地区でお願いします。
- ・百瀬委員 長畝〇〇〇にお住まいの〇〇〇さんが所有する長畝〇〇〇の田、面積2,271㎡の内728㎡を、安曇野市豊科高家〇〇〇の〇〇〇さんと賃貸借権を設定し、現在建設中の老人ホーム職員の駐車場として、農地転用するものです。この土地は市街化調整区域です。農地区分は、〇〇〇病院とみずほ保育園から500メートル以内で、上下水道管が埋設された道路に面した、第3種農地であり、許可要件を満たします。地区会としては可といたしました。総会の意見ををお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑥ 議案第6号 農地法第3条の3第1項の規定による届け出(相続届)について

<u>塩尻地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 溝口補佐 3条届出 4件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。相続届ですので可といたします。

⑦ 議案第7号 農地法第4条の規定による届け出について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 溝口補佐 4条届出 1件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑧ 議案第8号 農地法第4条の規定による農業用施設の届け出について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>		<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 溝口補佐 4条届出(農業用施設) 1件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。農業用施設ですので可といたします。

⑨ 議案第9号 農地法第5条の規定による届け出について

<u>塩尻地区</u>	<u>全1件 承認</u>	<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全3件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

【報告】 事務局 溝口補佐 5条届出 4件 報告。

- ・塩原議長 今事務局から説明がありました。市街化区域内ですので可といたします。

⑩ 議案第10号 農地保有合理化促進事業による斡旋適格認定について

<u>塩尻地区</u>		<u>片丘地区</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>洗馬地区</u> <u>全5件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>		<u>北小野地区</u>

- ・塩原議長 1番を広丘地区でお願いします。
- ・三村委員 ○○○が所有します、広丘野村○○○の田、面積3,021㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で広丘野村○○○にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。2番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 ○○○が所有します、洗馬○○○の畑、面積2,735㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で洗馬○○○にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。3番を洗馬地区でお願いします。
- ・酒井委員 ○○○が所有します、洗馬○○○の畑、外1筆、合計面積8,609㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で松本市大字今井○○○にお住いの○○○さんに所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。4番を洗馬地区でお願いします。
- (塩原委員 退室)
- ・三溝委員 洗馬○○○にお住いの○○○さんが所有します洗馬○○○の田、外3筆、合計面積4,558㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で○○○に所有権移転するもの

です。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。

- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。
- (塩原委員 入室)
- ・塩原議長 5番を洗馬地区でお願いします。
- ・三溝委員 洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の田、面積2,522㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。6番を広丘地区でお願いします。
- ・竹下委員 広丘堅石〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します広丘郷原〇〇〇の畑、外1筆、合計面積4,741㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。7番を洗馬地区でお願いします。
- ・田中委員 洗馬〇〇〇にお住いの〇〇〇さんが所有します洗馬〇〇〇の畑、外1筆、合計面積1,305㎡を自作地売買、保有合理化促進事業で〇〇〇に所有権移転するものです。地区としては可といたしました。皆様の意見をお願いします。
- ・塩原議長 本件につきまして委員より意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 なければ採決をとります。承認する委員は挙手をお願いします。
- ・委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 本件は承認されました。

⑩ 議案第10号 農地利用集積計画について

<u>塩尻地区</u>	<u>全20件 承認</u>	<u>片丘地区</u>	<u>全14件 承認</u>
<u>広丘・高出・吉田地区</u>	<u>全26件 承認</u>	<u>洗馬地区</u>	<u>全15件 承認</u>
<u>宗賀・檜川地区</u>	<u>全2件 承認</u>	<u>北小野地区</u>	<u>全14件 承認</u>

(小澤委員、百瀬委員 退室)

- ・塩原議長 塩尻地区からお願いします。
- ・小池委員 塩尻地区面積33,594㎡筆数24すべて可といたしました。

- ・塩原議長 続いて片丘地区お願いします。
- ・赤羽委員 片丘地区面積 35,345 m²筆数 25 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて広丘地区お願いします。
- ・古田委員 広丘地区面積 54,096 m²筆数 39 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて洗馬地区お願いします。
- ・三溝委員 洗馬地区面積 48,074 m²筆数 27 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて宗賀地区お願いします。
- ・山崎委員 宗賀地区面積 5,645 m²筆数 5 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 続いて北小野地区お願いします。
- ・赤羽委員 北小野地区面積 22,643 m²筆数 22 すべて可といたしました。
- ・塩原議長 総合計 199,397 m²筆数 142 となっています。
- ・塩原議長 続いて所有権移転を事務局からお願いします。
- ・事務局原 (7 件 13 筆報告)
- ・塩原議長 ただいま地区から説明がありました。意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。
(小澤委員、百瀬委員 入室)

⑪ 市民農園新規開設について (農政課 小野事務員)

- ・塩原会長 市民農園新規開設について農政課担当者よりお願いします。
- ・小野事務員 (資料に従い説明)
- ・塩原議長 説明ありましたが意見質問ありますでしょうか。
- ・委員 (「異議なし」の声)
- ・塩原議長 ないようですので挙手にて承認をとります。
- ・農業委員 (全員挙手)
- ・塩原議長 全員の挙手がありましたので可といたします。

- ・塩原議長 以上で議案案件はすべて終了しました。

(4) その他事項

①松本農業改良普及センター

②ワイン用ブドウ園の状況図の配布について (農政課 米山係長、栗山囑託員)

- ・三村委員 面積が110ha となっているが、これは純増であるか。
- ・栗山囑託員 農地台帳上の合計面積です。
- ・米山係長 これは、あくまで各会社での栽培面積で、個々の農家での委託栽培等は、把握できておりません。
- ・三村委員 洗馬の方で、〇〇〇が広い面積を耕作しているが、水路の維持管理等で支障

になっている事例はあるか。

- ・米山係長 川ざらいの作業に出てこないという話を聞いています。地元で耕作している以上、参加してほしい旨、話していますし、農政課として指導していかなければならない。
- ・酒井委員 区長さんたちからは、〇〇〇に文書で提出するよう言われたという話もあるので、農政課でも指導してほしい。
- ・米山係長 文書で寄せという話は初めて聞きましたが、文書で出せとは区長さん方には言えませんが、地域での作業ですので、土日に出れないのであれば、別の日に奉仕活動をすることもできますし、地域内で一緒に農業をやっていくのは、お互いが協力してやることですので、土日だからやらないのはどうかと考えています。そのようなことも含めて、加工用ブドウ連合会の事務局をやっておりますが、そこにワイナリーの皆さんも出ていただいておりますので、このような話をしていくのも手だと考えております。指導まではできないかもしれませんが、お話は続けたいと思います。
- ・古田委員 今、各企業さんが個別に農地を探して交渉などしていると思いますが、ある程度の規模になってきて、塩尻市もワイン特区になっているのですから、市の方でも、この地域に集まってもらうとか、賃貸にするのか売買にするのか、ある程度、統一していかないと、それぞれバラバラになっている。農地も虫食い状態になっているので、できればワインはワインでまとめてもらった方が、他の耕作、農業とのトラブルもなくなってくると思います。今後の方針などありますか。
- ・米山係長 方針としては、こちらの栗山の方で、ドリフトの問題もありますので、なるべく企業がやりやすいように、飛び飛びにならないように、地権者とお話を進めさせていただいております。
- ・古畑委員 企業さんもいいのですが、個人で農業をやっている農家の方も大切にしたいだけだと思います。
- ・米山係長 承知いたしました。

③平成31年度機械標準作業料及び農作業標準労賃について（原主任）

④その他

- ・合同会社参考資料配布について
- ・二木代理入院・見舞いの件について
- ・職員人事異動について

(5) 閉 会 塩原会長

午後3時25分終了

平成31年3月26日

議事録署名人

会長

印

議席 1 6 番 _____ 印
小池委員

議席 1 7 番 _____ 印
竹淵委員